柏財収第653号

公 示 送 達 書

令和　8年 11月 26日

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び柏市税条例（昭和30年柏市条例第14号）第18条の規定により，下記の書類を公示送達します。

なお，公示送達にかかる書類は，柏市財政部収納課において保管し，いつでも送達を受けるべきものに交付します。

柏市長　太　田　和　美

書類の送達を受けるべき者	氏　名	ILIUSHIN ILIA

送達する書類名	国税徴収法第54条の規定による通知　1通
	国税徴収法第131条の規定による通知　1通

（注意）
地方税法第20条の2の規定により，この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。